

人事・労務に役立つ情報満載！

ニュースレター

by 金ちゃん先生



6
2024

発行：トクナガ社会保険労務士事務所

〒561-0881 大阪府豊中市中桜塚 2-13-9

TEL 06-6850-8110 FAX 06-6855-3676

URL <http://www.tokunaga-sr.com> e-mail bpbzu707@tcct.zaq.ne.jp

発行日：2024年5月30日 発行者：特定社会保険労務士 徳永金三郎

通算177号



耳寄り情報1

●身近な労働法の解説 —男女同一賃金—

1. 労基法4条

「使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない」と規定し、賃金について、単に女性であることがゆえに男性と差別的取扱いをすることを禁止しています。

憲法14条1項は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定し（法の下での平等）、労基法4条はこれを具体化したものです。憲法14条は賃金の差別的取扱いに限りませんが、労基法4条は、「わが国における従来 of 国民経済の封建的構造のため、男性労働者に比較して一般に低位であった女性労働者の社会的、経済的地位の向上を賃金に関する差別待遇の廃止という面から、実現しようとするもの」（昭22・9・13発基17号、平9・9・25基発648号）であることから労働条件の内特に顕著な弊害の認められた賃金について罰則をもって差別的取扱いを禁止しています。



2. 条文の解説

「女性であることを理由として」差別的取扱いをするとは、例えば、労働者が女性であることのみを理由として、同一職種に就業する学卒者の初任給について男女で差別をすることは、一般的に本条に違反します。なお、労働者の職務、能率、技能等によって、賃金に個人的差異があることは、本条の差別的取扱いではありません。「賃金」とは、労基法11条の賃金をいいます。賃金の額そのものについて差別的取扱いをすることはもちろん、額の問題として賃金体系・賃金形態等について差別的取扱いをすることも含まれます。例えば、①職務、能率、技能、年齢、勤続年数等が同一である場合において、男性は月給制、女性はすべて日給制として、男性がその月の労働日数にかかわらず毎月一定であるのに対し、女性はその月の労働日数の多寡によってその月の賃金が男性の一定額と異なる場合は、差別的取扱いとされます。②男性にのみ住宅手当・家族手当を支給する取扱い、③一方の性の労働者にはその配偶者の所得が一定額を超える場合でも手当を支給するのに、もう一方の性の労働者にはその配偶者の所得が一定額以下でないと手当を支給しないという取扱いは、ともに差別的取扱いとされます。「差別的取扱い」をするとは、「不利に取扱う場合のみならず有利に取扱う場合も含む」（昭22・9・13発基17号等）とされます。

本条違反には、労基法119条1号の罰則（6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金）があります。本条違反が成立するのは、現実に差別的取扱いをした場合であって、単に就業規則において差別的取扱いをする趣旨の規定を設けただけではその規定が無効（労基法92条）になるに留まり本条違反とはなりません。

3. その他関連法令

賃金以外の労働条件についての差別的取扱いは本条違反にはなりませんが、募集、採用、配置、昇進・降格、教育訓練、一定の福利厚生、職種・雇用形態の変更、退職の勧奨・定年・解雇・労働契約の更新について、性別を理由とする差別的取扱いの禁止については、男女雇用機会均等法に規定があります。

横浜ゴム事件 最高裁昭和45年7月28日 第三小法廷判決

【読むポイントここだけ】

本判例は、労働者が深夜酩酊して他人の家に侵入し、**住居侵入罪として罰金刑に処せられ**、従業員賞罰規則の「不正不義の行為を犯し、会社の体面を著しく汚した者」の条項に該当するとして懲戒解雇に処せられたが、この**懲戒解雇処分は、行為の態様、刑の程度、職務上の地位などの諸事情より無効と判断された**ものです。

【事案の概要】

- (1) Y社の従業員であるXは、飲酒後、他人の居宅に忍び込み、住居侵入罪で**2500円の罰金刑**を受けた。
- (2) Y社はXの犯行が**従業員賞罰規則の懲戒解雇事由に該当する**としXを懲戒解雇。
- (3) Xは、**雇用関係存続確認の訴えを提起**した。

第一審・控訴審ともにXの請求を認容した。

【判旨・判決の要約】 Y社の上告棄却

問題となるXの右行為は、会社の組織、業務等に関係のないいわば**私生活の範囲内で行われたもの**であること、Xの受けた**刑罰が罰金2,500円の（軽微な）程度に止まったこと**、Y社におけるXの**職務上の地位も蒸熱作業担当の工員**ということで**指導的なものでないこと**など原判示の諸事情を勘案すれば、Xの右行為が、Y社の体面を著しく汚したとまで評価するのは、当たらないというほかはない。

金ちゃん先生の一言

私個人的にはどうかと思いますが…、私生活上のものとし懲戒解雇を免れましたね。

金ちゃん先生行状記 5/19 21世紀日本フォーラム「アメリカ大統領選挙の行方」

金ちゃん先生は、ここ何年か標記フォーラムに皆出席。その理由は？社労士活動ではミクロの世界に没頭⇒世界＝マクロ政治&経済の最新動向を効率的に身に着け、話のネタを持ちたいからです…。

今回は第1部「日本の蘇生と日本人の救い」の後、第2部として標記講演が行われましたが、BSフジ等で著名な古森氏のお話を取上げます。

トランプかバイデンか、どちらが次期大統領になるかは興味津々ですが、結論は出しませんでした。その話を聴いていると、マスコミ的には「ノントランプ」でも、意外と「もしトラ」のトランプもそんなに悪くはないというお話でした。貴方は両者どちらを取りますか…？

(追伸) 次回は9/1(日)に黒田前日銀総裁の講演が京都で有ります。

⇒興味ある方は村上建夫事務局長迄 (06-6624-1020)



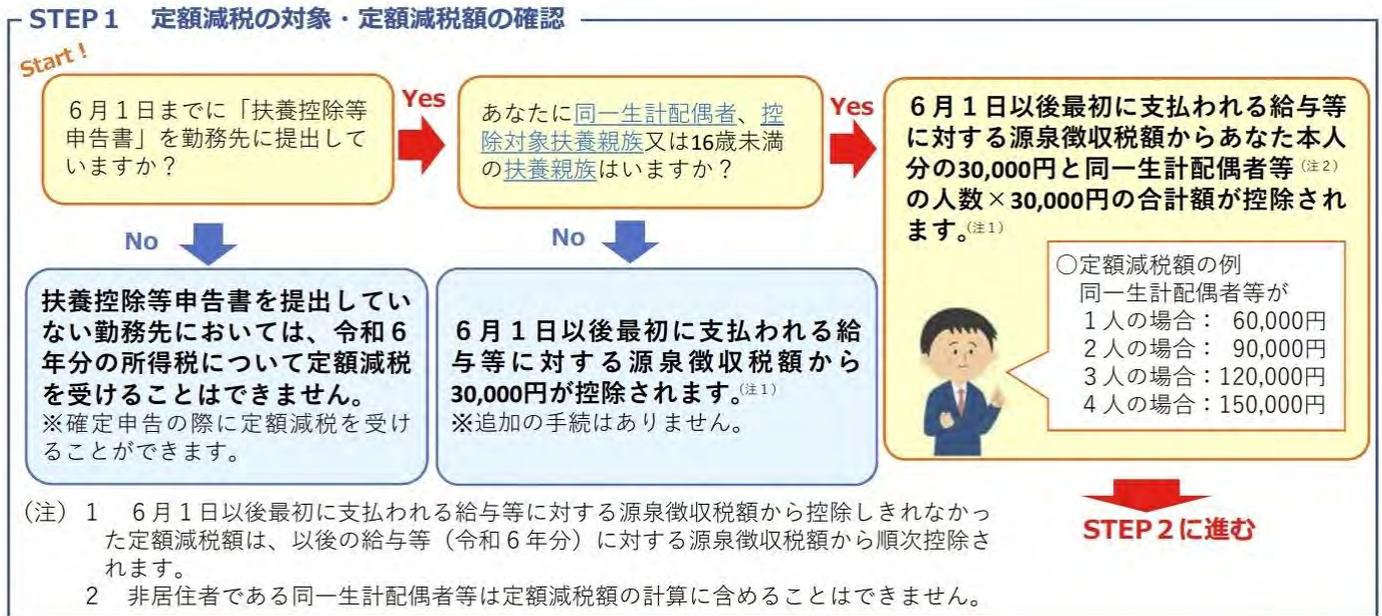
▲古森義久
産経新聞ワシントン駐在
客員特派員

重要改正

令和6年分所得税の定額減税 フローチャートで確認

会社などにお勤めの方についての所得税の定額減税は、「令和6年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（以下、ここでは「扶養控除等申告書」といいます）を提出している勤務先において行う必要があります。国税庁が給与所得者の方向けに作成したリーフレットに、定額減税の対象となるかどうかを確認できるフローチャートが掲載されていますので、確認しておきましょう。

……………令和6年分所得税の定額減税のための申告フロー(国税庁のリーフレットより一部抜粋)……………



〈補足〉上記のフローチャートでいう“あなた”は、給与所得者（社員）のことを指しています。

★給与計算実務において、定額減税の対象となる給与所得者（社員）に対し、まずは、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額を控除する事務を行う必要があります。定額減税について不明な点がある場合は、気軽にお声掛けください。

要チェック

令和6年度の労働保険の年度更新の期間は 6月3日(月)～7月10日(水)

厚生労働省から、令和6年度の労働保険の年度更新の期間と今年度のポイントをお知らせします。

……………令和6年度の労働保険の年度更新のお知らせ(厚生労働省)……………

令和6年度の労働保険の年度更新のポイント

- 年度更新期間は 6月3日(月)～7月10日(水)です。

(次ページへ続く)



豆知識情報

寄宿舎生活の自由と自治(法94)

①私生活の自由(法94-I、S22.9.13 発基17号)

「使用者は、事業の附属寄宿舎に寄宿する労働者の私生活の自由を侵してはならない。」とされています。なお、舎監、管理人、寮母等を置いても、私生活の自由を侵さない限り、本条に違反するものではありません。

②寄宿舎生活の自治(法94-II、S23.5.1 基収1317号)

「使用者は、寮長、室長その他寄宿舎生活の自治に必要な役員の選任に干渉してはならない。」とされています。例えば、使用者が役員の選任について案を作成するようなことも、本条違反となります。

- ☑ 年度更新の申告書は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送、または「電子申請」でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することができます。
※電子申請は6月1日（土）から可能ですが、受付は6月3日（月）となります。

★令和4年度・令和5年度の年度更新においては、令和4年度の雇用保険率が年度の途中で引き上げられたことによる影響で特殊な処理が必要でしたが、令和6年度の年度更新においては、そのような特殊な処理はありません。しかし、事業の種類によっては労災保険率が改定されている可能性もありますので、注意の上、申告書を作成する必要があります。

施行済み・
適用待ちの改正

「令和6年4月 源泉所得税の改正のあらまし」を公表(国税庁)

令和6年度の税制改正などにより源泉所得税関係について行われた改正のうち、主要なものを紹介する「令和6年4月 源泉所得税の改正のあらまし」が、国税庁から公表されました。定額減税の実施が最も重要といえますが、次のような改正も行われますので、早めに確認しておきましょう。



.....「令和6年4月 源泉所得税の改正のあらまし(国税庁資料)」から一部抜粋.....

1 令和6年10月1日以後に提出する「給与所得者の保険料控除申告書」について、次に掲げる事項（申告者との続柄）の記載を要しないこととされました。

- ① 社会保険料について、社会保険料のうち自己と生計を一にする配偶者その他の親族が負担すべきものがある場合におけるこれらの者の申告者との続柄
- ② 新生命保険料及び旧生命保険料について、保険金、年金、共済金、確定給付企業年金、退職年金又は退職一時金の受取人の申告者との続柄
- ③ 介護医療保険料について、保険金、年金又は共済金の受取人の申告者との続柄
- ④ 新個人年金保険料及び旧個人年金保険料について、年金の受取人の申告者との続柄

2 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることとされました。

この改正は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」について適用されます。

注「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」についても、同様の改正が行われました。

★「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」については、令和6年の年末調整の際に、他の申告書とあわせて、令和7年分のもを提出してもらうのが一般的です。**2**の改正は、その令和7年分のものから適用されることとなります。国税庁では、後日、この改正後の取扱いについて説明した「簡易な給与所得者の扶養控除等申告書等に関するFAQ（源泉所得税関係）」を国税庁ホームページに掲載する予定としています。掲載されましたら、改めてお伝えいたします。



6/3	● 労働保険の年度更新手続きの受付開始（～7/10）※電子申請は6/1から申請受付
6/10	● 5月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付 ● 納期特例の適用を受けている個人住民税特別徴収税（2023年12月から2024年5月分）の納付
6/30	● 5月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 4月決算法人の確定申告と納税・10月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで） ● 7月・10月・1月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）

◆あとがき◆ 未だ春爛漫とは感じませんが、5月も後僅かです。今年は寒かったり、雨が多かったりでゴルフは余り行けていません。今からはせめて月2回はラウンドしたいものです。少しでもスイングを改善し、楽しいラウンドを出来れば本望です…。良ければお声がけ下さいませ。